

(4) 予納届をした者の地位の承継の届出は「予納者の地位の承継届」を提出することにより行います。この場合には、予納届をした者の地位を承継したことを証明する書面（相続人が2人以上いる場合においては、協議が成立したことを証明する書面を含みます。）を提出します(例施規39(1)(2))。

予納者の地位の承継届の作成要領は、次のとおりです。

例施規様式第36（第39条関係）

予納者の地位の承継届	
	(平成 年 月 日)
特許庁長官	殿
1 予納台帳番号	
2 承継人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	④ 又は 識別ラベル
(代表者)	
(国 籍)	
3 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	④ 又は 識別ラベル
4 提出物件の目録	

[備考]

- 1 「承継人であることを証明する書面」は、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、法人の合併によるときは「登記事項証明書」とする。

8. 予納した見込額からの手数料等の納付の申出

予納をした者が、手数料等の納付の申出をしたときは、予納した見込額から手数料等の納付に充てられます(特例法15(1))。

手数料等の納付の申出は、各手続に係る様式の「【手数料の表示】」又は「【特許料の表示】」若しくは「【登録料の表示】」の「【予納台帳番号】」の欄に予納台帳の番号を、「【納付金額】」の欄に見込額から納付に充てる額（アラビア数字のみを用い、「円」、「、」等は付しません。）を記載することにより行います（例施規40、例施規様式第9備考20等）。

9. 予納した見込額から残余额の返還